

## 第 3 3 回 農業委員会定例総会

開催日時	令和 8 年 2 月 2 5 日（水） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 1 5 分
開催場所	佐川町役場 2 階中会議室 2
出席委員	<p>農業委員 出席 6 名</p> <p>2 番田村 和弘      4 番氏原 延      5 番田村 公史</p> <p>6 番澤村 重隆      8 番藤田 省三      9 番北添 正男</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席 1 2 名</p> <p>田村 幸生      味元 健清      田村 宮幸      森 正彦</p> <p>永田 和道      中村 修      岡村 建介      山口 修二</p> <p>伊藤 洋章      田村 泰富      岩佐 誠志      北添 秀紀</p>
欠席委員	<p>農業委員 欠席 3 名</p> <p>1 番藤原 健祐      3 番森田 有紀      7 番横畠 悦子</p> <p>農地利用最適化推進委員 欠席 1 名</p> <p>邑田 昌平</p>
事務局	事務局長 藤本 雅徳      会計年度任用職員 大原 彰子
日程	<p>第 1 開会</p> <p>第 2 議事録署名委員選任</p> <p>第 3 報告</p> <p>第 4 議事</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 号議案 非農地証明願に関する件（取り下げ願提出済）</p> <p style="padding-left: 40px;">第 3 号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件</p> <p>第 5 その他</p> <p>第 6 閉会</p>

<p>会長</p>	<p>定刻になりましたので、これより第33回農業委員会定例総会を開催します。</p> <p>本日は農業委員の1番藤原健祐委員、3番森田有紀委員、7番横畠悦子委員、農地利用最適化推進委員の邑田昌平委員の4名から欠席の報告が入っています。</p> <p>定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。</p> <p>日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、2番田村和弘委員と8番藤田省三委員を指名します。</p> <p>つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。</p>
<p>藤本局長</p>	<p>それでは、日程第3. 報告事項につづきまして、報告します。</p> <p>報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につづきましては、5日は、令和7年度第2回佐川町地域農業再生協議会の幹事会が役場において開催され、事務局より前田係長が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、再生協議会の総会の議題について話し合いました。</p> <p>16日には加茂住宅団地に関する打ち合わせが役場において開催され、事務局より私と前田係長が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、地域振興策による加茂住宅団地の今後の申請について、住民課と建設課と一緒に打ち合わせを行いました。</p> <p>また、委員の募集状況につづきまして、16日付けて町のホームページにて公表しております。詳しいことにつきましては、その他の際に説明させていただきます。</p> <p>17日には、農業委員会活動交流集会在高知共済会館において開催され、事務局より私と前田係長が参加しました。</p>

こちらに関しましては、農業会議から農業委員会業務の留意点等についてということで、令和8年度の農業委員会関係予算や、農業委員会サポートシステムの更新のほか、農地中間管理機構へ貸し付けた場合の固定資産税の軽減措置、農業委員会の改選等の留意事項、転用許可申請の審査及び法人の耕作目的での農地の取得についての説明がありました。

農業会議の説明の後には、オンラインで栃木県壬生町農業委員であり、行政書士・司法書士でもある高橋氏より「所有者不明農地制度等」についての説明がありました。

その後、グループごとでの情報交換も行われました。

25日は、本日の定例総会となっています。

また、同時刻でJA高知ビルにおいて常設審議委員会が開催されており、前田係長が出席しています。

こちらに関しましては、1月の総会で可決されました4条申請1件が、第1種農地での転用となっています。

高知県農業委員会ネットワーク機構では、第1種農地への転用の際には常設審議委員会に諮ることとなっており、その際には農業委員会の事務局職員が説明することとなっていることから、前田係長が説明のため出席しております。

また、今後の予定としましては、明日26日に高吾農業改良普及所で佐川町農業関係機関連絡会が開催される予定となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。

貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。

なお、解約事由は加齢により耕作困難なためとなっています。

	<p>つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届2件について報告します。</p> <p>貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、解約事由は14番が借受人変更のため、15番が体調不良のためとなっています。</p> <p>つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書7件について報告します。</p> <p>なお、届出事由はすべて相続となっています。</p> <p>相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>あっせん希望はありません。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がないようなので、これで報告を終わります。</p> <p>つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題としますが、委員に関する案件がありますので、54番と55番を審議した後、56番のみを審議し、その後57番と58番を審議することとします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
藤本局長	<p>それでは、第1号議案農地法第3条に関する件5件中2件について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p>

	<p>54番は賃貸借権の設定で、期間は4年10ヶ月間。賃料は反当り玄米30kg相当額となります。55番は贈与による所有権移転です。</p> <p>また、55番は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>それでは、確認委員は私ですので、私から54番と報告させていただきます。</p> <p>申請地は加茂弘岡地区南の長竹川すぐ南の田で、加茂小学校から南西へ約500mの所にあります。</p> <p>現況は耕作されて水稻を作っています。許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも借受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p> <p>それでは、54番について質疑等はありませんか。</p>
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案54番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案54番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、55番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>

田村宮幸推進委員	<p>55番について報告します。申請地は荷稻集落で、わかきの桜から東へ約400mの所にあります。現在は梨を植えていますが、許可後は梨をこき、野菜を植える予定です。</p> <p>譲受人は主に露地野菜を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている宮農計画書でも借受人世帯での複数年の宮農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案55番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案55番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、56番について、委員に関係する案件のため、森推進委員の退席を求めます。</p>
	<p>【森推進委員 退席】</p>
会長	<p>森推進委員の退席を確認しましたので、第1号議案56番につきまして、事務局の説明を求めます。</p>
藤本局長	<p>それでは、第1号議案56番について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>売買による所有権移転で、土地代は反当りにすると約29万3千800円となります。</p> <p>行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p>

	説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
2 番田村委員	<p>5 6 番について報告します。申請地は鳥の巣集落で、鳥の巣公民館から西へ約400mの所にあります。現在は水稻の育苗ハウスで、許可後は施設で米を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する農事組合法人です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも借受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案56番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案56番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>森推進委員の着席を求めます。</p>
	【森推進委員 着席】
会長	森推進委員の着席を確認しましたので、つづきまして、第1号議案57番・58番につきまして、事務局の説明を求めます。
藤本局長	<p>それでは、第1号議案57番と58番について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>57番は賃貸借権の設定で期間は1年間。賃料は反当りにすると約2万1百円です。58番は売買による所有権移転で、土地代は反当りにすると約672万8千9百円です。</p>

	<p>なお、５８番は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>それでは、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
中村推進委員	<p>５７番について報告します。申請地は上美都岐集落で、花畑踏切の東側に約２５０ｍ、上美都岐公民館からは北東へ約７００ｍの所にあります。現在は草刈り後の状態で、許可後は露地でショウガを栽培する予定です。</p> <p>借受人は主にショウガを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも借受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案５７番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第１号議案５７番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第１号議案５８番について、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。</p>
藤本局長	<p>５８番について、報告委員である１番藤原委員に代わり、報告します。</p> <p>申請地は東元町集落で、同朋会隣接地です。許可後は露地で季節物野菜を栽培予定です。</p>

	<p>譲受人は主に季節物野菜を栽培する兼業農家です。添付されている営農計画書では譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に年間従事しており、栽培に必要な農機具類は所有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案58番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案58番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第2号議案非農地証明願に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
藤本局長	<p>第2号議案非農地証明願に関する件について説明します。</p> <p>2月4日付で申請がありましたが、その後、調査委員さんの報告があり、事務取扱要綱のどれにも該当しないということから、2月10日に代理人である田中行政書士へ連絡を入れたところ、2月17日付で取下げ願が提出されたものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>すでに取下げ願が提出されているので、第2号議案は審議不要となります。</p> <p>この件について、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、第3号議案地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

藤本局長	<p>第3号議案につきまして、説明をさせていただきます。議案書の種別欄に、補助事業実施、非農地証明申請、利用権設定と、農地ごとに記載しておりますが、農地ごとに、補助事業実施、非農地証明申請、利用権設定の事由が発生しております、このことにより、今回目標地図を変更したいものです。</p> <p>今回の変更は、申出者からの変更ではなくて、地域農業の将来のあり方や農業を担う者の変更などがある場合には、地域計画の変更が必要となることから、1つ目として、市の瀬の圃場整備事業予定地を目標地図上の市の瀬エリアに編入すること、2つ目として、各種補助事業の実施者を農業を担う者として変更すること、3つ目として、この1年間で非農地証明書を発行した農地を除外すること、4つ目として、利用権設定がなされている農地の耕作者を変更すること、この4点の変更理由となっています。</p> <p>今回、変更する箇所や地図の詳細につきましては、配布しております地図ご確認ください。</p> <p><b>【変更案の目標地図の見方を説明する】</b></p> <p>また、地域計画の内容を変更する際の手続きと議案可決後の事務処理につきましては、これまでと同様で、毎月、ご説明してきましたとおりですので省略いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	<b>【質疑等なし】</b>
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	<b>【全員挙手】</b>
会長	<p>賛成全員。よって、第3号議案につきましては、提案のとおり決定しました。</p> <p>その他に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

藤本局長	<p>私の方から、3点ほどお伝えいたします。</p> <p>まず1点目としましては、全国農業新聞の購読についてです。</p> <p>報告事項で報告いたしました農業委員会活動交流集会で、香南市が委員の購読率100%になったとのことでした。</p> <p>佐川町もそれに続けますよう、まだ購読されていない委員の方におかれましては、ぜひ購読をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>つづきまして、2点目は令和8年度改選に向けた動きについてです。</p> <p>先月の総会でもお伝えいたしましたが、委員の募集に関しましては町広報誌には2月号に掲載、町のホームページには12月11日より公開しております。</p> <p>募集期間は令和8年2月2日から令和8年3月2日までです。</p> <p>報告事項の際に少しお話をしましたが、現在町のホームページで募集状況の中間公表をしています。この公表は、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行規則、並びに佐川町農業委員会の委員の選出に関する要綱の規定によるものです。</p> <p>中間公表時点での募集状況は、農業委員が1名、推進委員が2名でしたが、2月19日現在では農業委員が1名、推進委員が6名となっています。</p> <p>皆様にはどうか継続して委員をやっていただきますようお願いいたします。</p> <p>つづきまして、3点目は情報共有・意見交換です。</p> <p>今回も皆様の活発な情報共有・意見交換をしていただけたらと思いますので、よろしく願います。</p>
	【特になし】
会長	<p>その他、特にないようなので、これで第33回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>

	次の定例総会は、3月25日 水曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行います。
--	---------------------------------------------

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

---

議事録署名人：

---

議事録署名人：

---